五　事業開始の年月日
六　施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
七　福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
2　国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
（社会福祉住居施設に係る届出事項の変更）
第六十八条の三　前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
2　前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
3　前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
（社会福祉住居施設の廃止）
第六十八条の四　第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
（社会福祉住居施設の基準）
第六十八条の五　都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。
2　都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
一　社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数
二　社会福祉住居施設に係る居室の床面積
三　社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
四　社会福祉住居施設の利用定員
3　社会福祉住居施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
（社会福祉住居施設の管理者）
第六十八条の六　第六十六条の規定は、社会福祉住居施設について準用する。

第六十九条の見出しを「（住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等）」に改め、同条第一項中「者は、」の下に「住居の用に供するための施設を必要としない」を加える。

第七十一条中「又は」を「若しくは」に改め、「施設」の下に「又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設」を、「第六十五条第一項」の下に「又は第六十八条の五第一項」を加え、「同項の」を「当該」に改める。

第七十二条第一項中「若しくは第六十九条第一項の」を「、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による」を「許可を受けて」に改め、「第六十八条」の下に「、第六十八条の三」を加え、同条第二項中「若しくは第六十九条第一項の規定による」に、「許可を受けて」を「規定による許可を」に改め、同条第三項中「第六十七条第一項若しくは第二項」の下に「、第六十八条の二第一項若しくは第二項」を加える。

第百五条第一項中「第六十七条第一項若しくは第二項」の下に「、第六十八条の二第一項若しくは第二項」を加える。

第百六条の三第一項第三号中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）
第六条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「四月、八月及び十二月の三期」を「一月、三月、五月、七月、九月及び十一月の六期」に改める。

第九条第一項及び第九条の二から第十一条までの規定中「八月から翌年の七月まで」を「十一月から翌年の十月まで」に改める。

第十二条第一項中「七月」を「十月」に改める。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定　公布の日
二　第二条の規定　平成三十一年四月一日
三　第六条中児童扶養手当法第七条第三項の改正規定並びに附則第六条第二項及び第三項の規定　平成三十一年九月一日
四　第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第百六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定　平成三十二年四月一日
五　第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　平成三十三年一月一日

（進学準備給付金の支給に関する特例）
第二条　第三条の規定による改正後の生活保護法（次条及び附則第四条において「第三条改正後生活保護法」という。）第五十五条の五の規定は、平成三十年一月一日から適用する。

（保護の実施機関についての特例に係る経過措置）
第三条　この法律の施行の際現に居宅介護（生活保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下この条において同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下この条において同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同法第十五条の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を介護予防を行う者に委託して行っている場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。